

職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

職員安全衛生管理規程（昭和41年岩手県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 [略]</p> <p>第4章 衛生管理</p> <p>第1節・第2節 [略]</p> <p>第3節 <u>健康診断</u>（第40条～第54条）</p> <p>第5章 雑則（第55条・第56条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） 各課等 本庁の室、課及び所、<u>首席調査監及び調査監の担当区分並びに出先機関並びに労働委員会事務局並びに収用委員会事務局をいう。</u></p> <p>（4） [略]</p> <p>（設置）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 広域振興局に、公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則（昭和39年岩手県規則第41号）別表第3の左欄に掲げる合同庁舎等<u>（岩泉地区合同庁舎を除く。）</u>ごとに衛生委員会を置く。</p> <p>5・6 [略]</p> <p>（産業医）</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 産業医は、この訓令に定めるもののほか、次に掲げる職務のうち医学に関する専門的知識を必要とするものを行う。</p> <p>（1） <u>健康診断及び省令第14条第1項第1号に規定する面接指導等の実施並びにこれらの結果に基づく健康の保持のための措置に関すること。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 [略]</p> <p>第4章 衛生管理</p> <p>第1節・第2節 [略]</p> <p>第3節 <u>健康診断等</u>（第40条～第57条）</p> <p>第5章 雑則（第58条・第59条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） 各課等 本庁の室、課、<u>所及び出納局並びに調査監の担当区分並びに出先機関、労働委員会事務局並びに収用委員会事務局をいう。</u></p> <p>（4） [略]</p> <p>（設置）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 広域振興局に、公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則（昭和39年岩手県規則第41号）別表第3の左欄に掲げる合同庁舎等ごとに衛生委員会を置く。</p> <p>5・6 [略]</p> <p>（産業医）</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 産業医は、この訓令に定めるもののほか、次に掲げる職務のうち医学に関する専門的知識を必要とするものを行う。</p> <p>（1） <u>健康診断の実施及びその結果に基づく健康の保持のための措置に関すること。</u></p> <p><u>（2） 法第66条の8第1項に規定する面接指導及び法第66条</u></p>

- (2) [略]
- (3) [略]
- (4) [略]
- (5) [略]
- (6) [略]

3・4 [略]

(安全衛生管理事務主任)

第18条 [略]

2 [略]

3 センターの安全衛生管理事務主任は、安全衛生管理責任者の命を受けて職員の安全の保持に必要な措置（以下「安全管理」という。）及び健康の保持増進に必要な措置（以下「衛生管理」という。）に関する事務を処理するとともに、本庁の産業医の命を受けてその分担に係る予防接種及び健康診断に関する事務を処理する。

4 [略]

### 第3節 健康診断

の9に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく健康の保持のための措置に関すること。

(3) 心理的な負担の程度を把握するための検査（法第66条の10第1項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査をいう。以下同じ。）の実施並びに同条第3項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく健康の保持のための措置に関すること。

- (4) [略]
- (5) [略]
- (6) [略]
- (7) [略]
- (8) [略]

3・4 [略]

(安全衛生管理事務主任)

第18条 [略]

2 [略]

3 センターの安全衛生管理事務主任は、安全衛生管理責任者の命を受けて職員の安全の保持に必要な措置（以下「安全管理」という。）及び健康の保持増進に必要な措置（以下「衛生管理」という。）に関する事務を処理するとともに、本庁の産業医の命を受けてその分担に係る予防接種、健康診断及び心理的な負担の程度を把握するための検査に関する事務を処理する。

4 [略]

### 第3節 健康診断等

（心理的な負担の程度を把握するための検査）

第55条 心理的な負担の程度を把握するための検査は、全ての職員（療養者を除く。）について、毎年1回以上行う。

2 省令第52条の9に規定するもののほか、心理的な負担の程度を把握するための検査の実施の細目は、その都度総括安全衛生管理者が定める。

（心理的な負担の程度を把握するための検査の実施）

第56条 産業医は、前条第2項の規定により総括安全衛生管理者が定めた実施の細目に従い、心理的な負担の程度を把握するための検査を実施するものとする。

2 第44条第2項及び第3項の規定は、心理的な負担の程度を把握するための検査の実施について準用する。

（心理的な負担の程度を把握するための検査の記録管理）

第57条 第54条の規定は、心理的な負担の程度を把握するための検査の結果その他必要な事項の記録又は管理について準用する。

(採用時の健康診断) <u>第55条</u> [略] (秘密の保持) <u>第56条</u> [略]	(採用時の健康診断) <u>第58条</u> [略] (秘密の保持) <u>第59条</u> [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、平成28年3月29日から施行する。